

# 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会委員公募要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な要項を定める。

## (応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者で18歳以上の者
- (2) 本市の他の附属機関の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員でない者
- (4) 平日昼間の会議に出席できる者

## (募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として2人とする。ただし、補欠の委員の募集については、補欠の委員数とする。

## (委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び市ホームページで募集するものとする。

2 委員に応募する者は、厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会委員応募申込書（別記様式）を提出するものとする。

## (選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、公共施設マネジメント主管部長、公共施設マネジメント主管課長、公共施設マネジメント主管係長をもって構成する。

3 選考委員会には、選考委員長を置く。

4 選考委員長は、公共施設マネジメント主管部長の職にある者をもって充てる。

5 選考委員会は、選考委員長が招集する。

6 選考委員会の庶務は、公共施設マネジメント主管課において処理する。

## (選考方法)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、提出された意見、社会的活動の経験及び性別等を総合的に考慮するものとする。

## (選任の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。